



10月1日から保険証が変わります 新しい保険証は9月中に送付します

現在、お使いの国民健康保険被保険者証(以下「保険証」)の有効期限は9月30日までです。

新しい保険証は世帯で加入している人の保険証をまとめて世帯主宛に郵送いたします。

10月以降お医者さんにかかるときは、新しい保険証を窓口にお出してください。

新しい保険証に記載されている方が転出しているとき、勤務先の健康保険に加入しているとき、また保険証の記載内容に間違いがあるときは、高齢者・保険課医療保険・年金係(市役所1階8番窓口)で手続きが必要になります。

なお、有効期限が切れた保険証は個人情報に記載されていますので、10月1日以降に市役所、各地区コミュニティセンター、各保健福祉サービスセンター、市役所ベルビア店へお返しいただくか、ご自身で裁断のうえ破棄してください。

保険証用のケースは市役所、各地区コミュニティセンター、各保健福祉サービスセンター、市役所ベルビア店に常備してありますので必要な方はお申し付けください。

新しい保険証の色は一般用は「空色」、退職者用は「桃色」です。

国民健康保険被保険者証		有効期限	平成30年 9月30日
記号	茅	番号	12345
氏名	コクホ タロウ		
	国保 太郎	性別	男
生年月日	昭和32年 4月 6日		
取得年月日	平成15年 6月 7日		
交付年月日	平成29年 10月 1日		
世帯主			
住所	長野県茅野市〇〇〇 1234番地5		
世帯主	国保 一郎		
保険者番号	200147	保険者名	茅野市
	長野県茅野市塚原二丁目6番1号		
	電話 0266-72-2101		

見本

一般用(空色)

国民健康保険被保険者証		有効期限	平成30年 9月30日
記号	茅	番号	56789
氏名	コクホ ハナコ		
	国保 花子	性別	女
(被扶養者)			
生年月日	昭和28年 5月 6日		
該当年月日	平成23年 5月 5日		
交付年月日	平成29年 10月 1日		
世帯主			
住所	長野県茅野市△△△ 6789番地5		
世帯主	国保 二郎		
保険者番号	67200147	保険者名	茅野市
	長野県茅野市塚原二丁目6番1号		
	電話 0266-72-2101		

見本

退職者用(桃色)

注意事項	保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。
備考	
※	以下の欄に記入することにより、職災補償に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1～3までのいずれかの番号を○で囲んでください。
1.	私は、退社後及び心臓が停止した死後いずれでも、移植のために臓器を提供いたします。
2.	私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供いたします。
3.	私は、臓器を提供いたしません。
(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)	
	【 心臓・肺・肝臓・腎臓・小腸・眼球 】
(特記欄)	
署名年月日	年 月 日
本人署名(自筆)	家族署名(自筆)

見本

被保険者証裏面

ジェネリック医薬品を使用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)について

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期限(20年～25年)が切れた後に販売される医薬品で、新薬と同じ成分、同じ効能・効果をもつ医薬品で、新薬に比べて安価な薬です。

また、ジェネリック医薬品を選ぶことは、自己負担額の節約や、伸び続ける医療費の節減になり、国民健康保険財政の改善につながります。

ジェネリック医薬品を希望するときは

ジェネリック医薬品は医療用医薬品ですので、病院や診療所の医師による処方せんが必要です。医師や薬剤師と相談しながら、自分に合ったお薬を選択して使用しましょう。

注 ①医師が変更すべきでない判断し処方せんに医師が署名している場合は、切替えることはできません。

②すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。ジェネリック医薬品に切り替えられない場合もあります。

ジェネリック医薬品を希望することを医師や薬剤師に簡単に伝えられるように、

「ジェネリック医薬品希望カード」を、新しい保険証と一緒に送りますので、ご活用ください。

一部負担金の減免及び徴収猶予、国民健康保険税の減免

災害により死亡または家屋に重大な損害を受けたときや、失業等による特別な理由により、生活が著しく困難になった場合、申請により、医療機関へ支払う一部負担金の減免や徴収猶予する制度、また国民健康保険税の減免の制度等がありますのでご相談ください。

詳細につきましては、医療保険・年金係(内線323)、税については税務課 諸税係(内線179)までお問い合わせください。

福祉医療受給者の方へ

後期高齢者医療制度に加入している方は、給付金の振込月を変更します。

現在、診療月の2か月後の月末(金融機関営業日)に振込みをしていますが、平成29年8月診療分から診療月の3か月後の月末(金融機関営業日)に変更します。ご理解のほどよろしくお願ひします。なお、ご不明な点・詳細につきましては高齢者・保険課(内線322)までお問い合わせください。

茅野市国保加入者40～74歳の方へ

平成29年度 特定健診は受けましたか？



特定健診は、健康寿命を延ばす健診です。健診は大切なあなたの“健康のバロメーター”。忘れずに年に1回の特定健診を受診して、健康づくりにお役立てください。

対象は、茅野市国民健康保険に加入している40～74歳の方です。健診料は無料です。

特定健診は、個別健診(指定医療機関)と集団健診(茅野市健康管理センター)がありますので、どちらかを選んで受診してください。両方は受けられません。

◎個別健診(指定医療機関)

指定医療機関での実施期間は、10月31日(火)までです。早目に予約をして受けるようにしてください。

いつまでも元気であるために・・・
年に1度は特定健診を受けましょう！

◎集団健診(茅野市健康管理センター)

茅野市健康管理センターで行う集団健診の日程は、下記のとおりです。(要予約)

平成29年

11月24日(金)、11月25日(土)、11月26日(日)、12月21日(木)、12月22日(金)

平成30年

1月9日(火)、1月11日(木)、1月13日(土)

【いずれも受付時間は8時30分～15時】

※当日は、大腸がん検診(便潜血反応検査)を同時に受診できます。(自己負担額 200円)
希望する方は、お申し込み時にお伝えください。

ご希望の方は、茅野市健康管理センター☎82-0105へ電話予約をしてください。

特定健診の検査項目

- ・血液検査：GOT・GPT・ γ -GTP・中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール
空腹時血糖(HbA1c可)
- ・尿検査：尿蛋白・尿糖

※現在通院、治療をしている方も特定健診の対象です。

特定健診と同じ検査(検査項目は上記をご覧ください)を受けている方は、結果を茅野市健康管理センターにご提出いただければ、特定健診を受診したことになります。



気になる健診結果はありませんか？

茅野市健康管理センターでは、
保健・栄養相談を実施中です。
お気軽にご利用ください。

お問い合わせ先

茅野市 健康づくり推進課 健康推進係(茅野市健康管理センター内)

TEL0266-82-0105 FAX0266-82-0106